

# 埼玉県危機対策連絡調整会議設置要綱

## (目的)

第1条 県民の生命、身体、財産に重大な被害を及ぼす又は及ぼす恐れのある災害、事件、事故等の危機事案（以下「危機」という。）に対して、県、警察、消防、自衛隊、関係機関などとの密接な連携強化を図ることにより、平常時の事前対策と危機発生時の対応策などを適切かつ効果的に実施するため、埼玉県危機対策連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 連絡調整会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 危機における県、警察、消防、自衛隊、関係機関などとの連携強化に関すること。
- (2) 危機の情報交換に関すること。
- (3) 危機の初動体制の確保に関すること。
- (4) 危機発生時における救助活動の応援調整等に関すること。
- (5) その他、危機対処について必要な事項に関すること。

## (構成)

第3条 連絡調整会議は、座長、副座長及び委員をもって構成する。

- 2 座長は、埼玉県危機管理防災部長とする。
- 3 副座長は、埼玉県危機管理課長、埼玉県消防課長及び埼玉県災害対策課長とする。
- 4 委員は、別表に掲げる機関から推薦を受けた職員をもって充てる。
- 5 副座長は、座長を補佐し、その職務を代理する。
- 6 座長は、必要があると認めたときは、別表に定める機関の者以外を委員にし、又は出席を求めることができる。
- 7 具体的内容を協議するため、連絡調整会議の下に事務担当者会議を設置する。事務担当者会議の議長は、副座長をもって充てる。

## (庶務)

第4条 連絡調整会議の庶務は、埼玉県危機管理課において処理する。

## (雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成16年8月5日から施行する。
- 2 「埼玉県災害時救助活動広域応援調整会議設置・運営要綱」（平成15年9月22日施行）は、廃止する。

## 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

機 関 等
陸上自衛隊第32普通科連隊
航空自衛隊中部航空方面隊
さいたま市消防局
川口市消防局
埼玉西部消防局
熊谷市消防本部
埼玉東部消防組合消防局
埼玉県警察本部警備部
埼玉県保健医療部